

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 26 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

専決第 4 号

岩倉南小学校西館・南館大規模改修工事請負契約の変更について

令和 8 年 5 月（第 3 回）岩倉市議会臨時会において議決を経た工事の請負契約について、下記のとおり契約金額を変更した。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 岩倉南小学校西館・南館大規模改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札（総合評価落札方式） |
| 3 | 契約金額 | 変更前 293,700,000円
変更後 296,450,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 丹羽工務店・昭和土建特定建設工事共同企業体
代表者 岩倉市大市場町郷廻234番地
株式会社丹羽工務店
代表取締役社長 丹羽 智哉
構成員 岩倉市旭町二丁目14番地202号
昭和土建株式会社岩倉支店
支店長 川瀬 慶一郎 |
| 5 | 工 期 | 令和8年5月15日から
令和9年3月26日まで |
| 6 | 予 算 | 款 教育費
項 小学校費 |

令和 8 年 7 月 2 1 日専決

岩倉市長 久 保 田 桂 朗